



(一社)徳島ビルメンテナンス協会労働安全衛生大会

ビルメン業で働く労働者の 安全の確保のために！

令和6年6月20日(木)

徳島労働局 労働基準部 健康安全課

令和6年度における徳島労働局の重点施策

最重点施策

最低賃金・賃金の引上げに向けた支援

中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に取り組みます。

非正規労働者の処遇改善

同一労働同一賃金の遵守徹底や非正規労働者の処遇改善に取り組む企業を支援します。

リ・スキリングによる能力向上支援

産業構造の変化に応じた労働者の学び・学び直しを企業、個人双方から支援します。

成長分野等への労働移動の円滑化

人手不足の中、個人が能力を発揮できるよう、円滑な労働移動を支援します。



魅力ある職場づくり

誰もが働きやすい魅力ある職場づくりのために各種取組を進めます。

- (1) 安全で健康に働くことができる環境整備に取り組みます。
- (2) ハラスメントのない職場づくりに取り組みます。

多様な人材の活躍促進

多様な人材が、意欲と能力に応じて活躍できるよう企業や個人に対して各種支援を実施します。

- (1) 仕事と育児・介護の両立を目指す者、高齢者、障害者、就職氷河期世代、若者等多様な人材の活躍を促進します。
- (2) フリーランス、テレワーク等多様な働き方が可能となる環境整備に取り組みます。

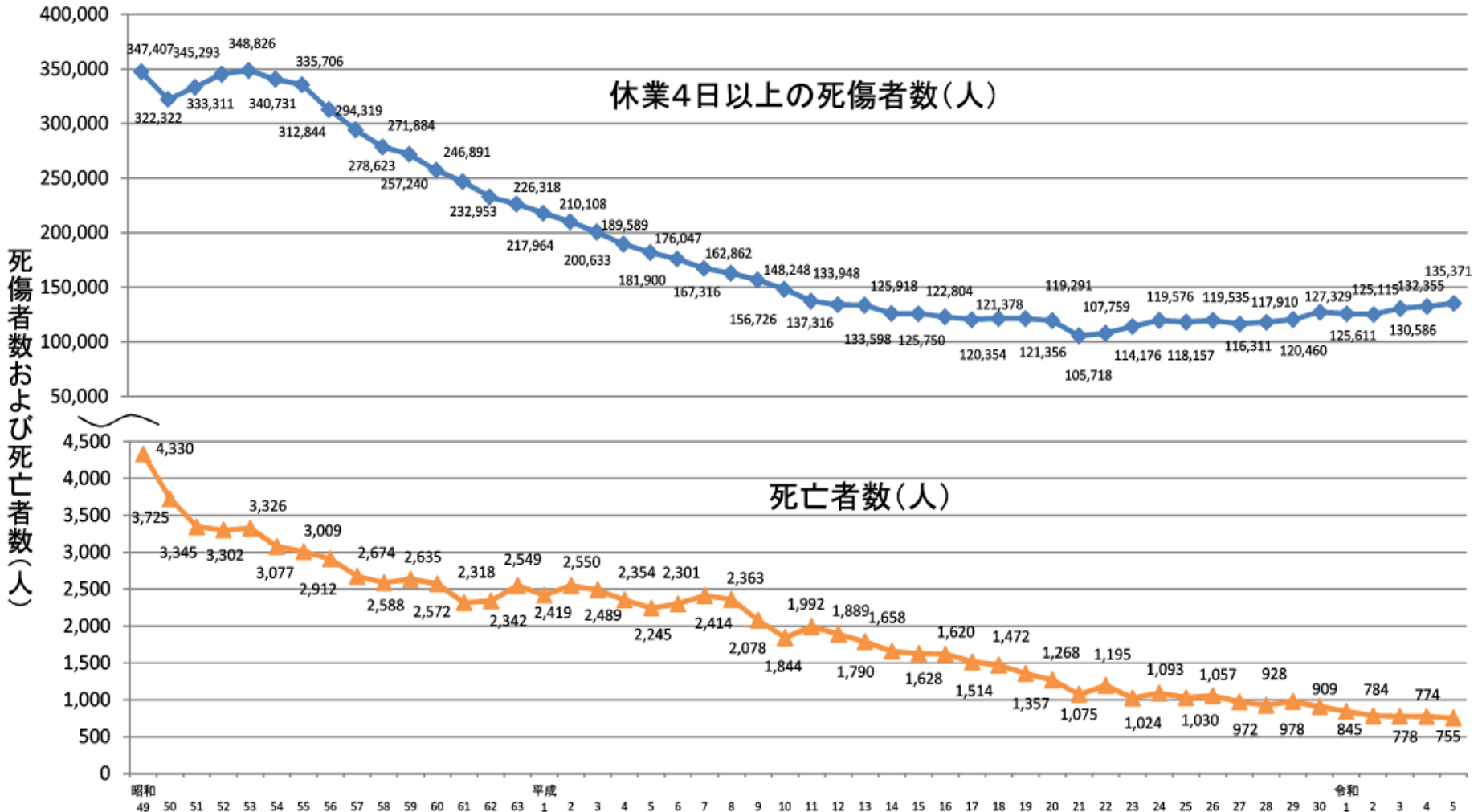
基本となる施策

「人手不足の克服」 「持続的な賃上げ」 「多様な働き方の実現」

徳島県とともに「徳島ではたらく」を支える

全国 労働災害による死亡者数、死傷者数の推移

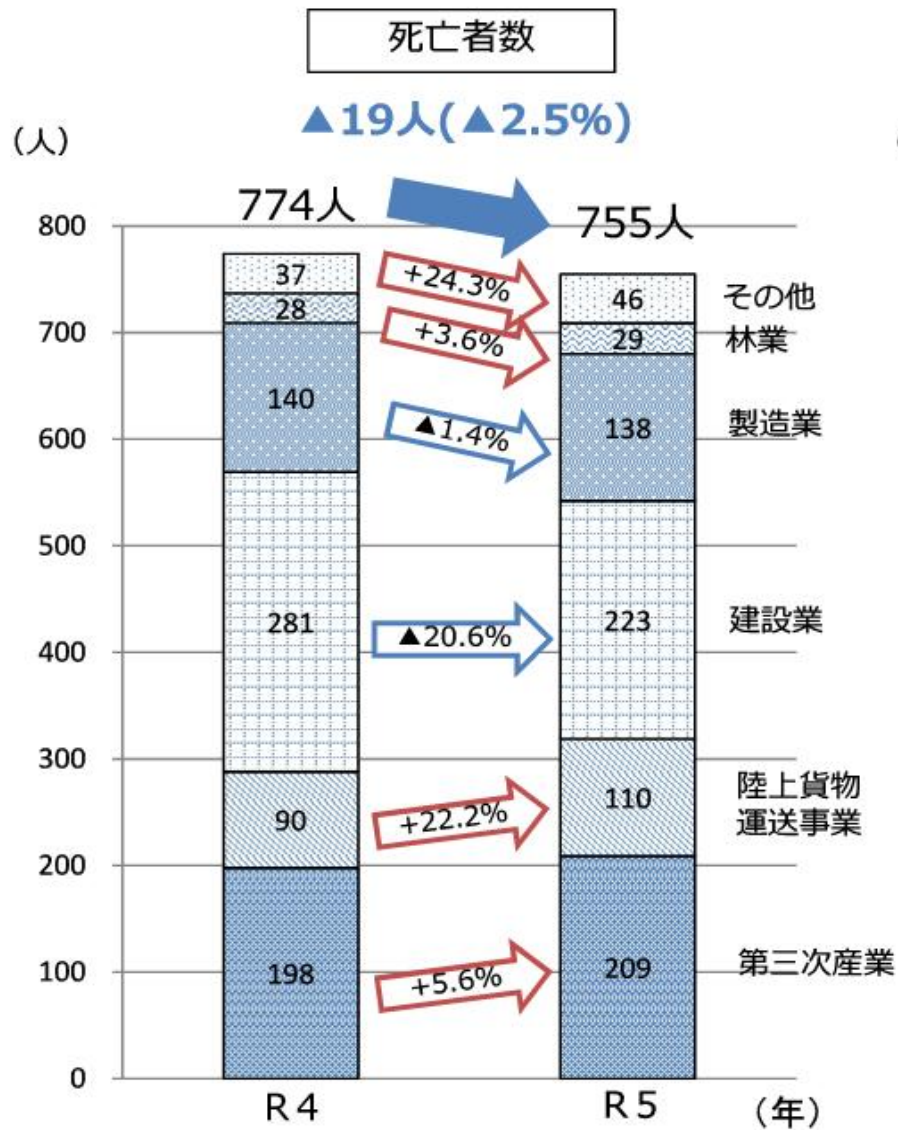
- 死亡者数は、長期的に減少傾向にあり、過去最少となった。
- 休業4日以上の死傷者数は、近年、増加傾向にあり、3年連続で増加した。



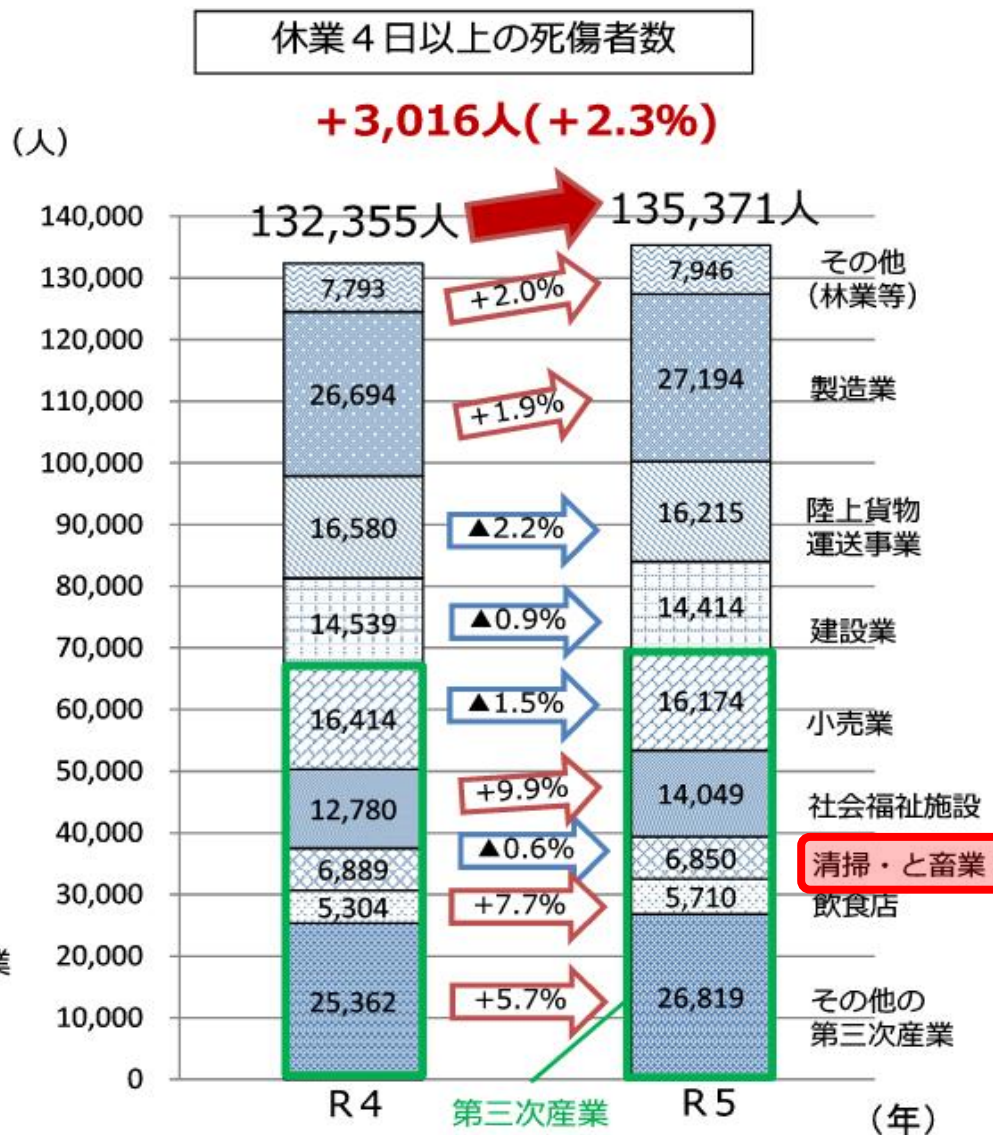
出典：平成23年までは、労災保険給付データ(労災非適用事業を含む)、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
 平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
 ※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

全国 令和5年 業種別労働災害発生状況（確定値）

○ 令和5年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和6年4月8日までに報告があったものを集計したもの



出典：死亡災害報告

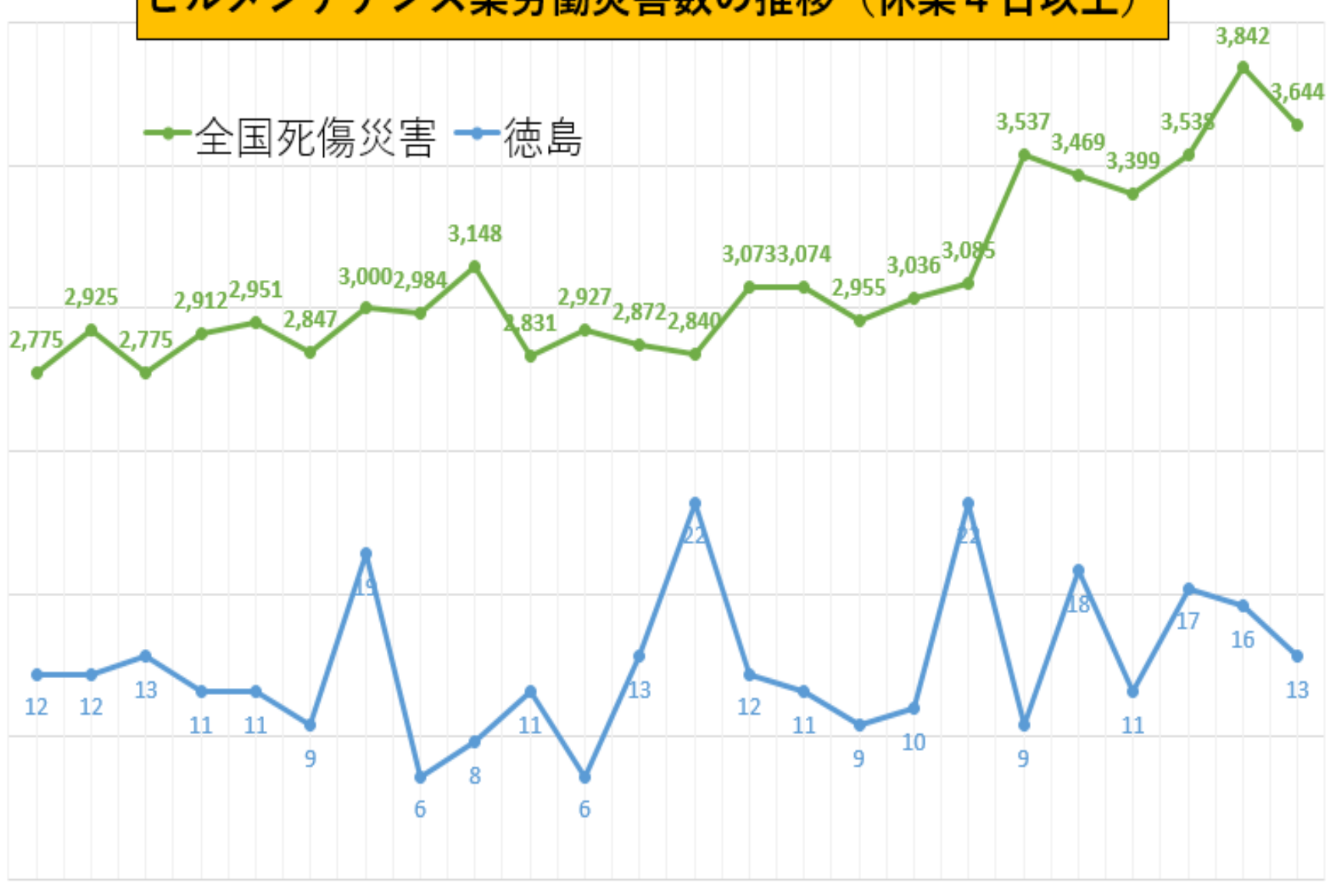


出典：労働者死傷病報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

ビルメンテナンス業労働災害数の推移（休業4日以上）

—●— 全国死傷災害 —●— 徳島



平成30年～令和5年 ビルメンテナンス業（全国：死亡者数）

事故の型 \ 年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	計
墜落・転落	12	11	2	9	6	8	48
転倒	1		2		1		4
はさまれ・巻き込まれ				1	2	2	5
おぼれ	2	1		1	1		5
高温・低温の物との接触			1		2		3
有害物等との接触	1						1
交通事故	2		3				5
その他			1	5	1	1	8
分類不能				1	1		2
計	18	12	9	17	14	11	81

※定型統計（業種別事故型別労働災害発生状況）による

（単位：人）

全国 ビルメンテナンス業 **死亡災害**事例 (令和5年以降発生分から抜粋)

事故の型	起因物	被災時の作業内容	年齢	災害の概要
墜落・転落	階段	階段の清掃	75歳	階段を掃除機で清掃中、階段から転落した。
墜落・転落	その他の用具	建物窓ガラス清掃	45歳	ビルの窓ガラス清掃作業をロープ高所作業中に地上まで墜落した。
墜落・転落	立木等	樹木の伐採作業	77歳	立木に登って木の剪定作業中、墜落した。
はさまれ、巻き込まれ	その他の一般動力機械	機械による清掃作業	82歳	床のカーペット清掃作業を始めようとして、ポリッシャー（カーペット洗浄機械）の電源プラグをコンセントに差したところ、ポリッシャーが不意に激しく回転し、電源コードが首に巻き付いた。

全国 ビルメンテナンス業 **死亡災害**事例 (過去年発生分から抜粋)

年齢	災害の概要
54歳	8月の月上旬、階段のワックスがけ作業中に熱中症により倒れた。
70歳	商業施設の外周清掃を行っていたところ、後進してきたごみ収集車と倉庫との間に挟まれた。
79歳	清掃業務を行っていた医療機関で新型コロナウイルス感染症が発生し感染した。

徳島県の業種別労働災害統計（休業4日以上） 令和5年（確定分）

新型コロナウイルス除く発生件数

		第13次防期間実績					第14次防推進計画					対前年同期比較		
		発生状況					発生状況					前年同期	令和5年	対前年同期比
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年			
製造業	食料品製造業	54	53	61	66	66	43					66	43	-34.8%
	木材木製品製造業	16	24	13	16	19	25					19	25	31.6%
	家具装備品製造業	19	7	14	9	9	13					9	13	44.4%
	紙、印刷製本製造業	5	12	12	9	13	9					13	9	-30.8%
	化学工業	18	25	12	25	21	26					21	26	23.8%
	窯業土石製品製造業	10	11	5	11	8	12					8	12	50.0%
	金属製品製造業	22	19	14	15	23	12					23	12	-47.8%
	一般機械器具製造業	10	9	7	7	8	8					8	8	0.0%
	輸送用機械製造業	12	10	6	8	7	8					7	8	14.3%
	上記以外の製造業	25	15	26	31	25	24					25	24	-4.0%
	計	191	185	170	197	199	180					199	180	-9.5%
建設業	土木工事業	36	50	63	49	43	38					43	38	-11.6%
	建築工事業	60	81	64	54	71	55					71	55	-22.5%
	その他の建設業	29	16	30	29	21	32					21	32	52.4%
	計	125	147	157	132	135	125					135	125	-7.4%
運輸交通業	道路貨物運送業	88	75	76	95	85	74					85	74	-12.9%
	その他の運輸交通業	10	8	7	6	9	7					9	7	-22.2%
	計	98	83	83	101	94	81					94	81	-13.8%
林業		31	8	18	19	29	22					29	22	-24.1%
第三次産業	小売業	78	78	96	88	108	77					108	77	-28.7%
	医療保健業	43	33	47	57	50	36					50	36	-28.0%
	社会福祉施設	64	63	88	70	75	72					75	72	-4.0%
	飲食店	22	22	25	32	34	33					34	33	-2.9%
	清掃・と畜業	39	46	42	41	41	30					41	30	-26.8%
	通信業	17	23	19	21	16	14					16	14	-12.5%
	上記以外の第三次産業	82	78	98	108	105	95					105	95	-9.5%
	計	345	343	415	417	429	357					429	357	-16.8%
上記以外の事業		32	28	27	31	28	31					28	31	10.7%
	合計	822	794	870	897	914	796					914	796	-12.9%

新型コロナウイルス感染症の件数 令和2年（6件）、令和3年（120件）令和4年（1125件）

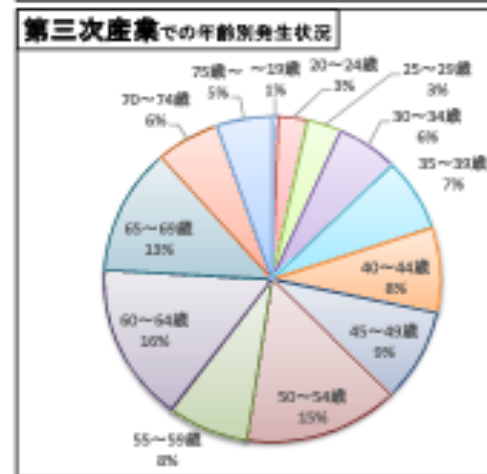
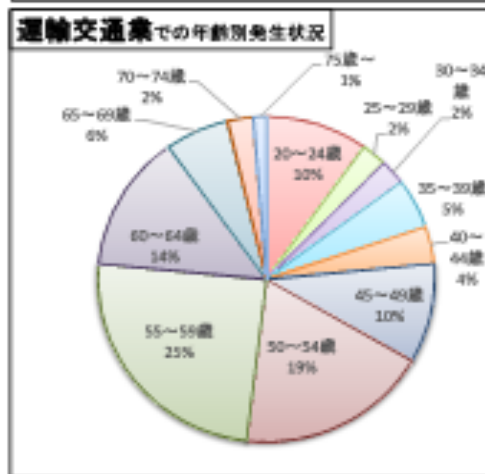
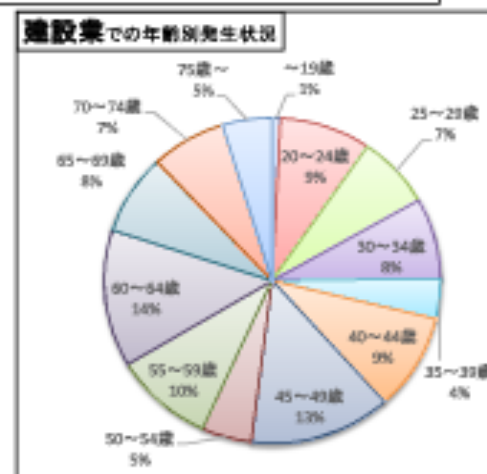
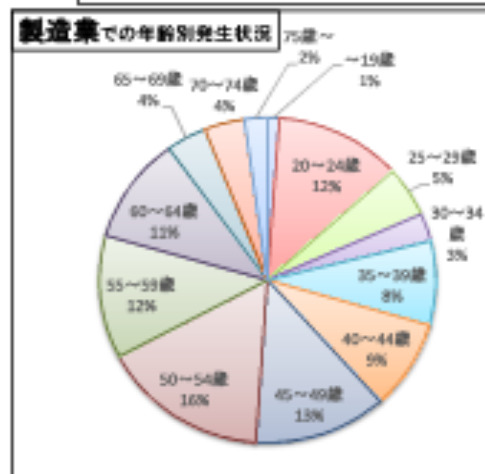
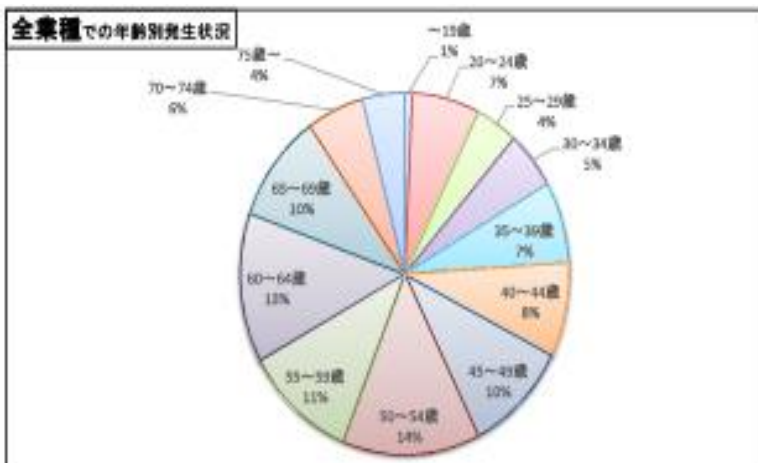
（1125件）（364件）

徳島県内の死亡労働災害一覧
【令和5年 6名 / 6件】

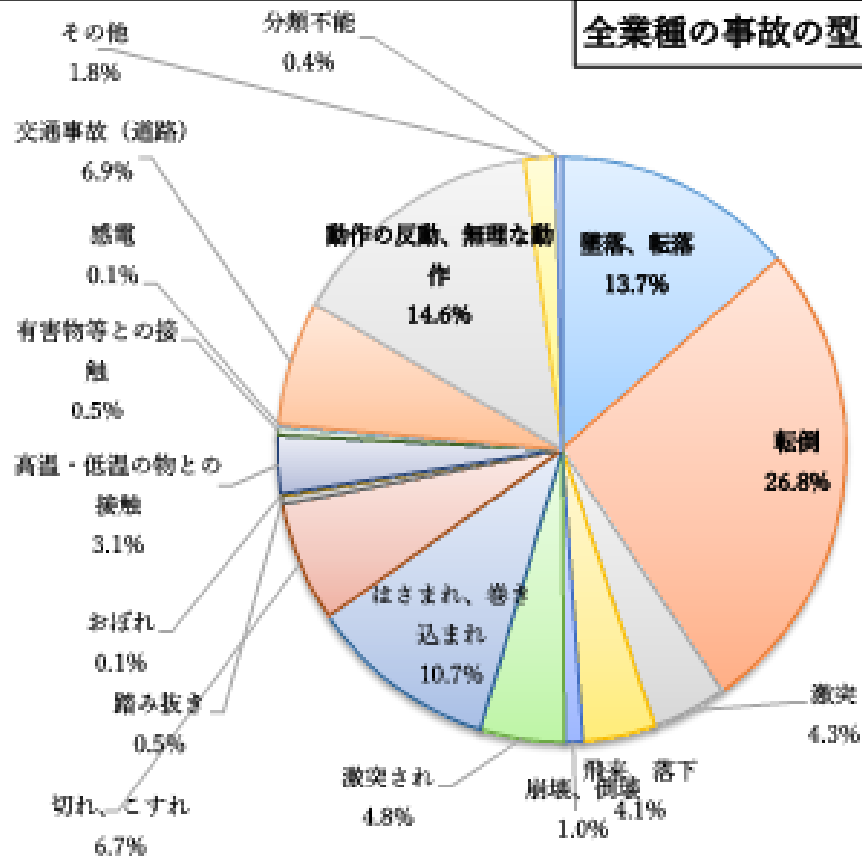
No.	発生月	事故の型	起因物	業種	性別	職種等
	時間			事業場規模	年齢	
①	3月	はさまれ、巻き込まれ	乗用車	小売業	男	販売員
	17時台			1～9人	60歳代	
事業場内設備確認中、顧客の運転する車に轢かれた						
②	4月	おぼれ	水	社会福祉施設	男	介護職員
	8時台			20～29人	60歳代	
訪問介護職員が、利用者と共に海に転落した。						
③	7月	墜落・転落	足場	建築業	男	作業員
	15時台			1～9人	30歳代	
吊り足場組立作業中、墜落した。						
④	7月	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	その他建設業	男	作業員
	17時台			20～29人	60歳代	
商品の配送・取付業務後、熱中症により体調が急変した。						
⑤	11月	交通事故	バイク	小売業	男	配達員
	4時台			10～19人	70歳代	
バイクで配達中、トラックが衝突した。						
⑥	12月	墜落・転落	分類不能	木材伐出業	男	作業員
	14時台			20～29人	60歳代	
山林で作業中、転落した。						

令和5年 業種別／年齢別 労働災害発生状況

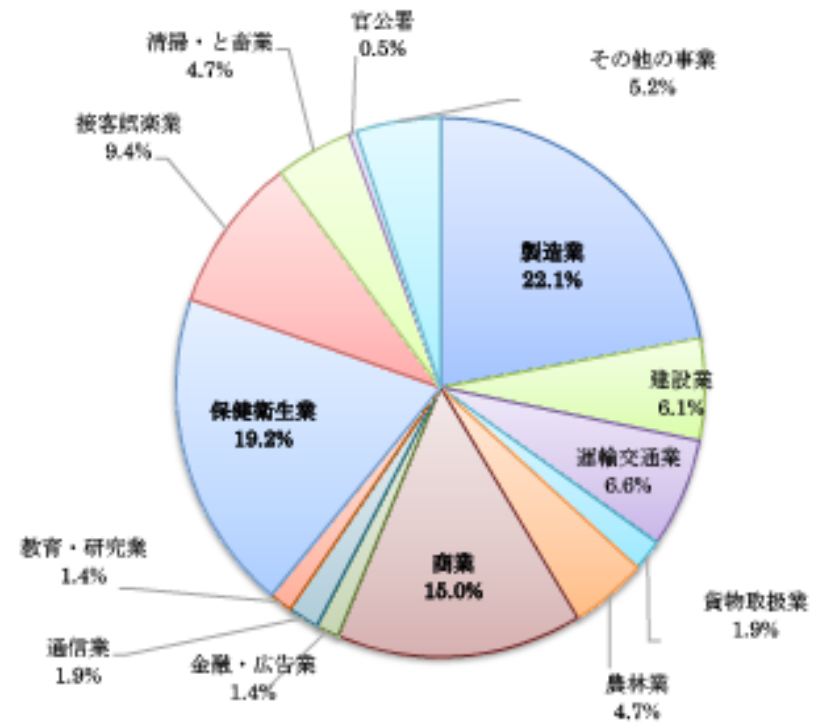
新型コロナウイルス感染症を除く災害



全業種の事故の型別

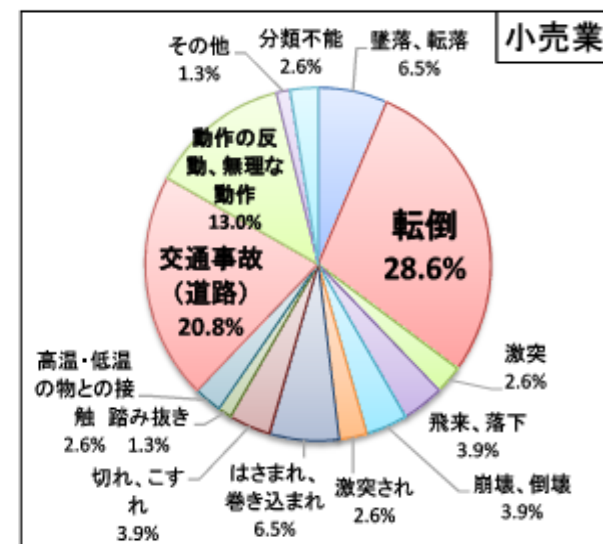
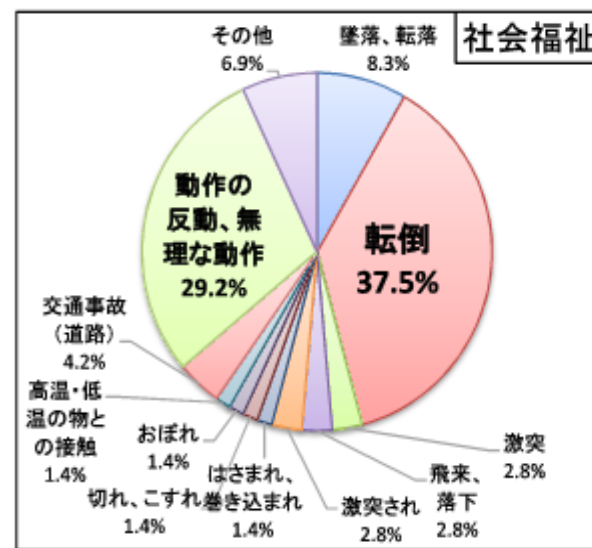
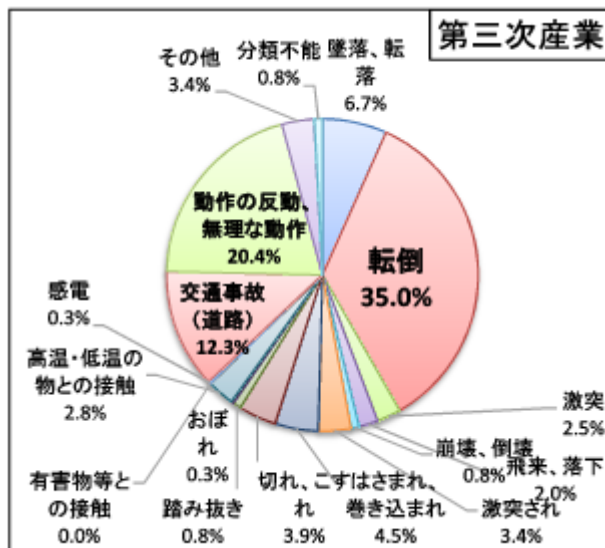
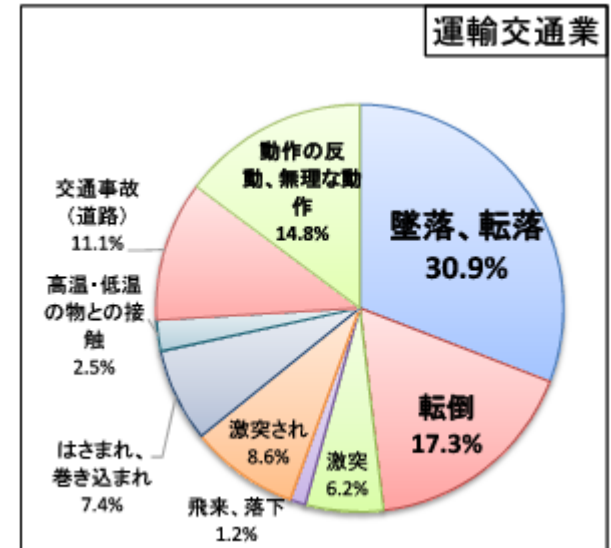
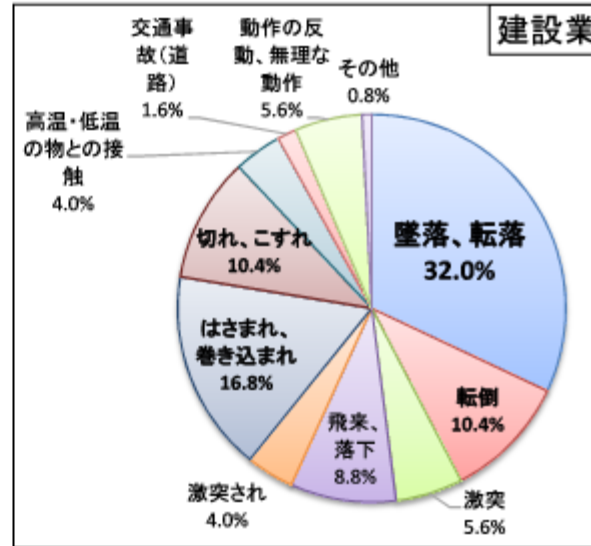
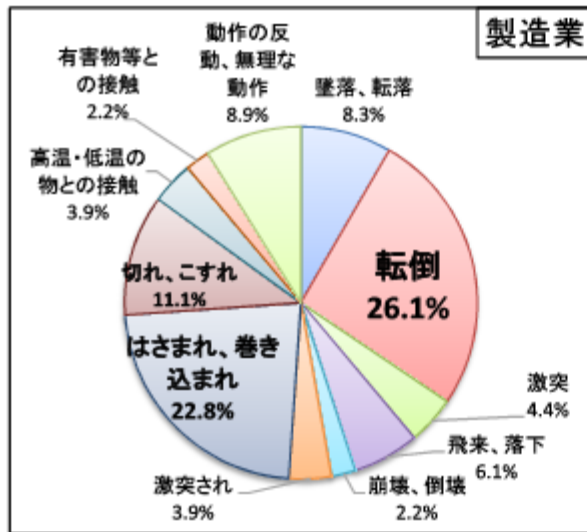


転倒災害の業種別発生割合

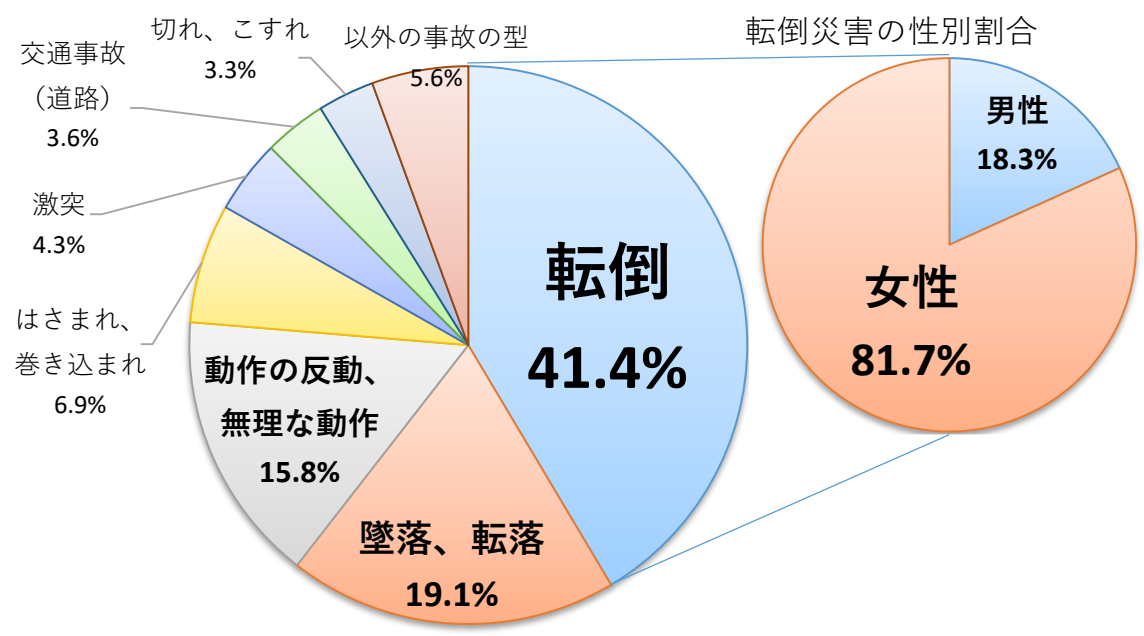


令和5年 業種別／事故の型別 労働災害発生状況

新型コロナウイルス感染症を除く災害



徳島県内のビルメンテナンス業 事故の型別発生状況 (平成12年～令和5年)



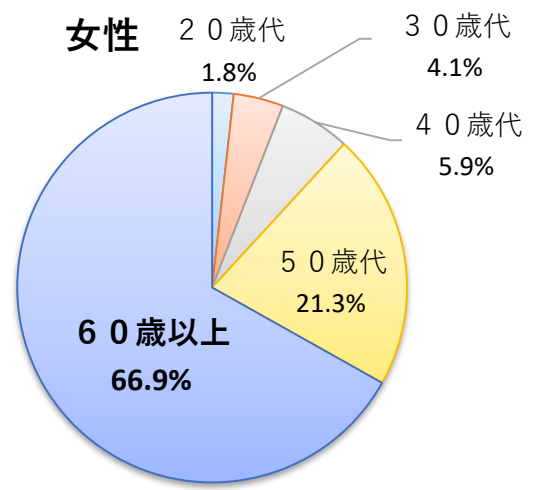
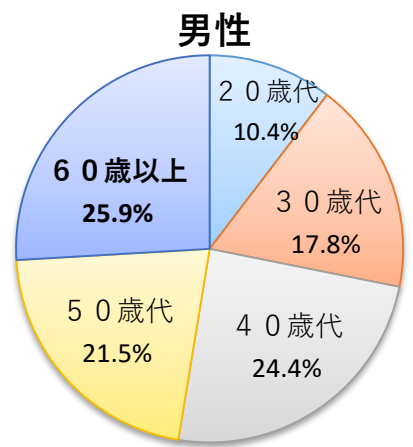
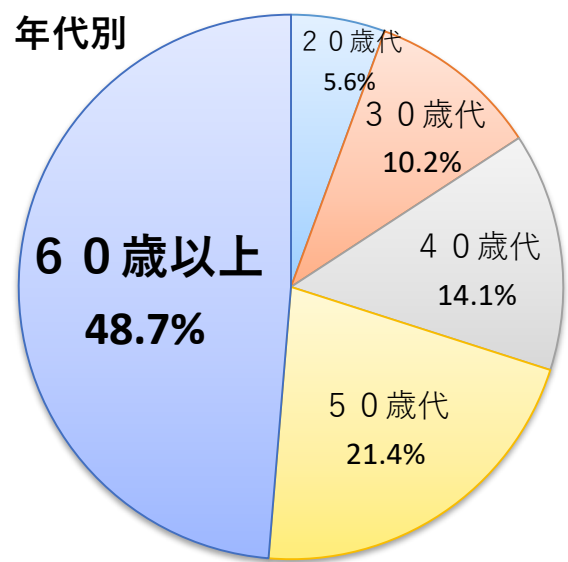
ビルメンテナンス業においては、3つの災害が多くなっています。

① 転倒災害	41.4%
② 墜落・転落災害	19.1%
③ 動作の反動・無理な動作	15.8%

また、転倒災害では女性の割合が多くなっています。



徳島県内のビルメンテナンス業 年代別性別の発生状況 (平成12年～令和5年)



死傷者数(休業4日以上)

徳島県における労働災害の推移

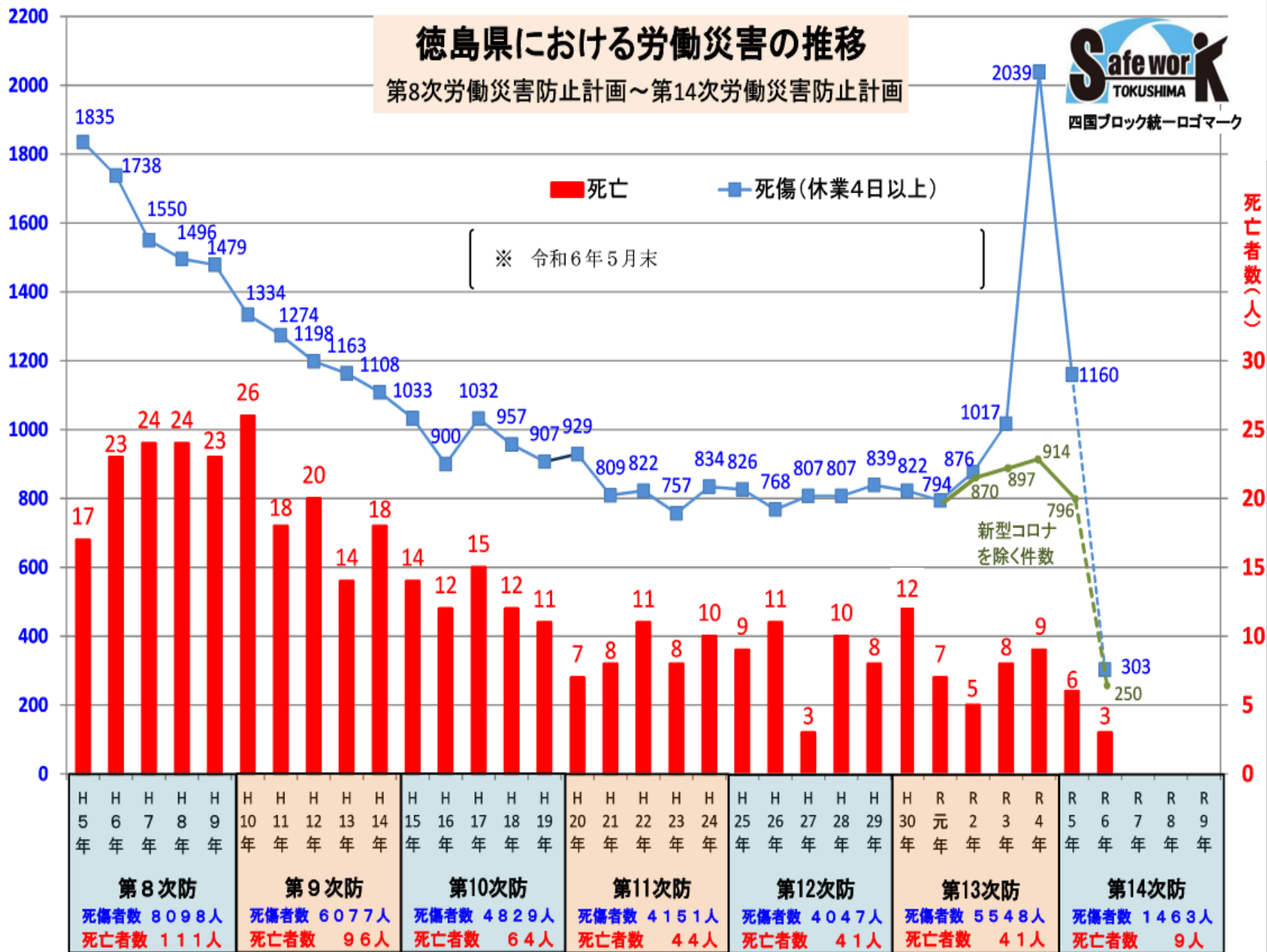
第8次労働災害防止計画～第14次労働災害防止計画



■ 死亡

■ 死傷(休業4日以上)

※ 令和6年5月末



死亡者数(人)

30

25

20

15

10

5

0

新型コロナを除く件数

第8次防

死傷者数 8098人
死亡者数 111人

第9次防

死傷者数 6077人
死亡者数 96人

第10次防

死傷者数 4829人
死亡者数 64人

第11次防

死傷者数 4151人
死亡者数 44人

第12次防

死傷者数 4047人
死亡者数 41人

第13次防

死傷者数 5548人
死亡者数 41人

第14次防

死傷者数 1463人
死亡者数 9人

徳島県の業種別労働災害統計（休業4日以上） R6年5月末（R6年6月速報値）

新型コロナ除く発生件数

	第13次防衛計画					第14次防衛計画					対前年同期比較			
	発生状況					発生状況					前年同期	令和6年	対前年同期比	
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年				
製造業	食料品製造業	54	53	61	66	66	43					9	17	88.9%
	木材木製品製造業	16	24	13	16	19	25					7	10	42.9%
	家具製造業	19	7	14	9	9	13					4	6	50.0%
	紙、印刷製本製造業	5	12	12	9	13	9					1	4	300.0%
	化学工業	18	25	12	25	21	26					13	7	-46.2%
	窯業土石製品製造業	10	11	5	11	8	12					3	2	-33.3%
	金属製品製造業	22	19	14	15	23	12					4	6	50.0%
	一般機械器具製造業	10	9	7	7	8	8					4	4	0.0%
	輸送用機械製造業	12	10	6	8	7	8					4	1	-75.0%
	上記以外の製造業	25	15	26	21	25	24					9	6	-33.3%
	計	191	185	170	197	199	180					58	63	8.6%
建設業	土木工事業	36	50	63	49	43	38					11	16	45.5%
	建築工事業	60	81	64	54	71	55					10	9	-10.0%
	その他の建設業	29	16	30	29	21	32					6	8	33.3%
計	125	147	157	132	135	125					27	33	22.2%	
運輸交通業	道路貨物運送業	88	75	76	85	85	74					23	22	-4.3%
	その他の運輸交通業	10	8	7	6	9	7					0	0	#DIV/0!
計	98	83	83	101	94	81					23	22	-4.3%	
林業		31	8	18	19	29	22					6	6	0.0%
第三次産業	小売業	78	78	96	88	108	77					24	28	16.7%
	医療保健業	43	33	47	57	50	36					8	14	75.0%
	社会福祉施設	64	63	86	70	75	72					15	13	-13.3%
	飲食店	22	22	25	32	34	33					6	10	66.7%
	娯楽・と商業	39	46	42	41	41	30					9	12	33.3%
	通信業	17	23	19	21	18	14					5	6	20.0%
	上記以外の第三次産業	82	78	96	108	105	95					22	27	22.7%
計	345	348	415	417	429	357					89	110	23.6%	
上記以外の事業	32	28	27	21	28	31					7	16	128.6%	
合計	822	794	870	897	914	798					210	250	19.0%	

()は新型コロナウイルス感染症の件数

(8) (126) (1125) (364)

(168) (53)

徳島県内の死亡労働災害一覧
 【令和6年 名 / 件】（令和6年5月末現在）

No.	発生月	事故の型	起因物	業種	性別	職種等
	時間			事業場規模	年齢	
①	4月	はさまれ・巻き込まれ	トラック	その他の建設業	男	作業員
	11時台			10～19人	60歳代	
土砂積み込み準備中、後進してきたトラックにはさまれた。						
②	4月	墜落・転落	屋根	その他の建設業	男	作業員
	11時台			1～9人	40歳代	
屋根上で作業中、墜落した。						
③	4月	激突され	伐木等機械	その他の林業	男	作業員
	10時台			20～29人	50歳代	
斜面に伐倒された原木を伐木等機械で集材作業中、原木が激突した。						

徳島県における業種別死亡労働災害発生状況

業種		年											計
		平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	
製造業		3		3	1	2	2			1			12
建設業		5		2	4	4	3	3	3	4	2	2	32
道路貨物運送			2	1		1	1	1	1	3			10
林業		2			1						1	1	5
三次産業	小売業		1	1		1		1			2		6
	小売以外	1		1	1	2			3		1		9
上記以外				2	1	2	1		1	1			8
計		11	3	10	8	12	7	5	8	9	6	3	82

※令和6年は令和6年5月速報値 (単位：人)

「徳島第14次労働災害防止推進計画」のポイント

徳島労働局では「徳島第14次労働災害防止推進計画」を策定し、国で定めた「労働災害防止計画」を推進します。令和5年度から5年間の目標や重点的に取り組むべき事項を定めることにより労働災害の減少を目指します。

◎徳島第13次防推進計画の結果と課題

労働災害による被災者数 令和4年（2022年）

・死亡者数：9人 ・死傷者数：2039人（休業4日以上）

■労働災害は長期的には減少しているが、転倒・動作の反動・無理な動作など行動災害による労働災害が増加している。また、新型コロナウイルス感染症患者により労働災害は大幅に増加した。

■死亡災害は建設業での墜落、転落災害の占める割合が高い。要求性能墜落制止用器具を適切に使用した墜落防止対策が課題である。

◎徳島第14次防推進計画の重点事項

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

高齢労働者の労働災害防止対策の推進

業種別の労働災害防止対策の推進

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

労働者の健康確保対策の推進

化学物質等による健康障害防止対策の推進

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

個人事業主等に対する安全衛生対策の推進

上の重点事項における取組の進捗状況を確認する指標をアウトプット指標として設定し、アウトカム（達成目標）を定めています。アウトカム指標を達成し、

令和9年における死亡災害を6人以下、死傷者数を令和4年より減少させることを目指しています。

◎徳島第14次防推進計画における指標

アウトプット指標

アウトカム指標

○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

・転倒災害対策（ハード・ソフト両面）に取り組む事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。
・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を令和9年までに80%以上とする。

・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに増加させる。

・増加傾向にある転倒による死傷者数を令和4年と比較して令和9年までにその増加に歯止めをかける。
・転倒による平均休業見込み日数を令和9年までに40日以下とする。

・社会福祉施設における腰痛による死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに減少させる。

○高齢労働者の労働災害防止対策の推進

・「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。

・増加傾向にある60歳以上の死傷者数（新型コロナウイルス感染症患者を除く。）を令和4年と比較して令和9年までにその増加に歯止めをかける。

アウトプット指標

アウトカム指標

○業種別の労働災害防止対策の推進

・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主含む。）の割合を令和9年までに45%以上とする。

・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を令和9年までに85%以上とする。

・機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を令和9年までに60%以上とする。

・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。

・陸上貨物運送事業の死傷者数（新型コロナウイルス感染症患者を除く。）を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。

・建設業の死亡者数を令和9年に2人以下、5年間10人以下とする。

・製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。

・林業の死傷者数（新型コロナウイルス感染症患者を除く。）を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。

○多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

・母国語に翻訳された教材、視覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。

・外国人労働者の死傷者数（新型コロナウイルス感染症患者を除く。）を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。

○労働者の健康確保対策の推進

・企業における年次有給休暇の取得率を令和7年までに70%以上とする。
・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を令和7年までに15%以上とする。

・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を令和7年までに5%以下とする。

・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。
・50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を令和9年までに50%以上とする。

・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を令和9年までに50%未満とする。

・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。

（指標は立せず）労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断所見率等が改善することを期待。

○化学物質等による健康障害防止対策の推進

・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を令和7年までにそれぞれ80%以上とする。

・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を令和7年までに80%以上とする。ともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するための必要な措置を実施している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。

・化学物質の性状に関連する強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を平成30年から令和4年までの5年間と比較して令和5年から令和9年までの5年間で、5%以上減少させる。

・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに増加させる。

・熱中症による死傷者数を平成30年から令和4年までの5年間と比較して令和5年から令和9年までの5年間で、5%以上減少させる。

徳島推進計画

アウトカム指標を達成した場合、労働災害全体として、以下が期待される。

・死亡災害が令和4年の9人と比較して、令和9年には、3人以上減少（6人以下）となる

・増加傾向にある死傷災害（新型コロナウイルス感染症患者除く）については、令和4年と比較して令和9年までに減少に転ずる。

徳島第14次防推進計画の詳細は、ホームページをご覧ください。



第14次防関連
厚生労働省ホームページ



「滑り」による転倒災害の原因と対策



凍結した通路等で滑って転倒 (25%)

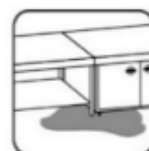
▶ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)



作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)

▶ **水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。**

(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底)



水場 (食品加工場等) で滑って転倒 (16%)

▶ 滑りにくい履き物の使用 (労働安全衛生規則第558条)

▶ **防滑床材・防滑グレーチング等**の導入、摩耗している場合は再施工 (★)

▶ 隣接エリアまで濡れないよう処置



雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)

▶ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります

→ 「転びの予防 体力チェック」 「ロコチェック」 をご覧ください

- 特に**女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大**します

→ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう

- 現役の方でも、**たった一度の転倒で寝たきりになる**ことも

→ 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」 (内閣府ウェブサイト)



転びの予防
体力チェック



ロコチェック



内閣府ウェブサイト

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています 事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策


- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)
➢ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)




職場3分
エクササイズ




中央労働災害
防止協会
転倒予防セミナー


-  作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)
➢ バックヤード等も含めた整理、整頓 (物を置く場所の指定) の徹底




-  通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)
➢ 敷地内 (特に従業員用通路) の凹凸、陥没穴等 (ごくわずかなものでも危険) を確認し、解消

-  作業場や通路以外の障害物 (車止め等) につまずいて転倒 (8%)
➢ 適切な通路の設定
➢ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」



-  作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)
➢ 設備、什器等の角の「見える化」

-  作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
➢ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる



職場での**転倒**にご注意ください！

転倒予防のために適切な「靴」を選びましょう

サイズ

靴と足はフィットしていますか？

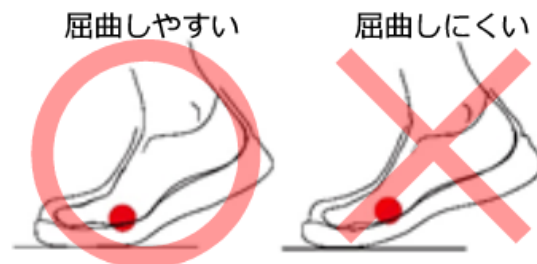
足に合った靴は疲労の軽減、事故の防止につながります。



屈曲性

親指から小指の付け根を適度に曲げられますか？

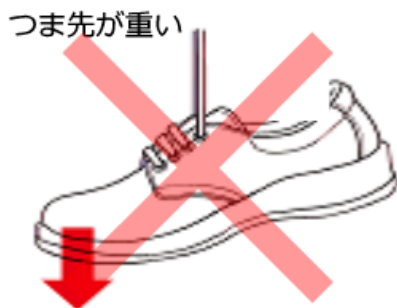
靴の屈曲性が悪いと、疲労の蓄積、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。



重量バランス

靴の前後の重さのバランスはとれていますか？

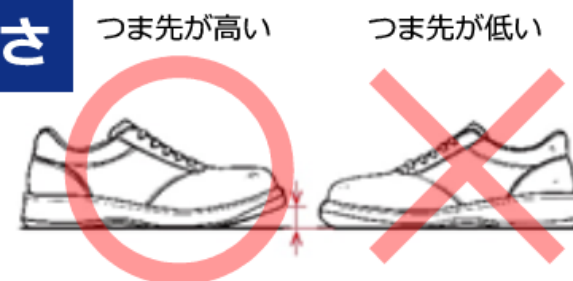
靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりやすく、つまずきやすくなります。



つま先部の高さ

つま先から床面まで一定の高さがありますか？

つま先の高さが低いと、ちょっとした段差につまずきやすくなります。



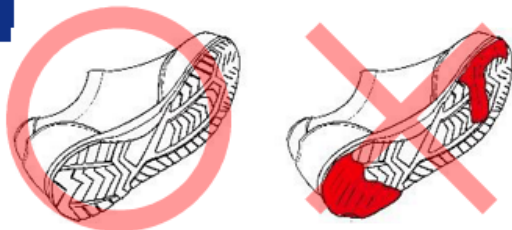
靴底の減り具合

靴底の凹凸あり

靴底の凹凸が減少

靴底がすり減って
いませんか？

靴底の減りが大きい
靴は、滑りやすくなります



その他の性能

■ 静電気帯電防止性

静電気帯電による放電着火
の防止と低電圧で
の靴底からの感電
防止性能



■ かかと部の衝撃 エネルギー吸収性

かかとのクッション
性に関係し、かかと部の
疲労防止性能



■ 耐踏抜き性

釘などの鋭利なもの
から足裏を防護する
性能



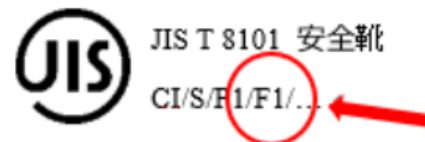
耐滑性の有無

靴の滑りにくさを確認していますか？

耐滑性を有する靴は、以下の箇所で確認できます。

■ 安全靴の場合

個装箱のJISマーク
表示の近くに「F1」
または「F2」の表示
があるか確認してくださ



■ プロスニーカーの場合

靴のべろ裏面の表示に、
耐滑性のピクト表示が
あるかを確認して下さい。



STOP！ 転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体は、労働災害のうちで最も件数が多い
「転倒災害」を減少させるため、「STOP！ 転倒災害プロジェクト」
を推進しています。

STOP！ 転倒

検索



■ 作業中に重量物を取り扱うことが あるか

重量物を取り扱う場合、安全靴を着用
してください

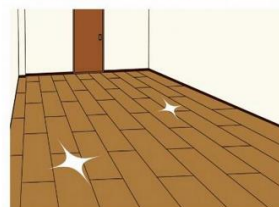


■ 作業中や作業後に水を取り扱うこと があるか

水を取り扱う場合、靴の表面素材は
人工皮革製・ゴム製が最適です



■ 床の材質 塗り床／タイル／カーペット 等 床の材質で適合する靴底が変わります



■ 滑りが発生する場合の状況

滑りが起きた状況によって
対策が変わります

- (例)
- ・物につまづいた
→ 運搬と通路改善
- ・濡れた床で滑った
→ 水・油用耐滑靴検討
- ・凍結路面で滑った
→ 氷用耐滑靴検討

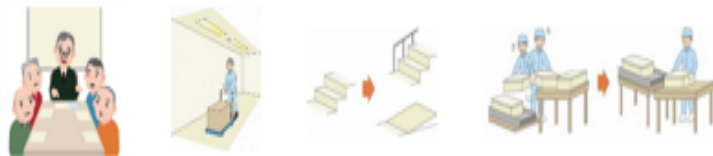


エイジフレンドリーガイドライン

(高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)



働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう



1 安全衛生管理体制の確立

● 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。

● 高齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

● 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

● 健康状況の把握

雇い入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、高齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

● 体力の状況の把握

事業者、高齢労働者双方が当該高齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

● 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

- ・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
- ・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。

● 心身両面にわたる健康保持増進措置

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルズ指針）」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

● 高齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）

エイジフレンドリー補助金

- エイジフレンドリー補助金では、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高齢労働者（60歳以上）の労働災害防止に取り組む中小企業事業者の皆さまを支援しています。
- 高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒・腰痛防止のための専門家による運動指導等の実施、労働者の健康保持増進に取り組む際は、エイジフレンドリー補助金を是非、ご活用ください。



厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

(R6. 4)

エイジフレンドリー
補助金



エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

エイジフレンドリーガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。

全文はこちら→



令和2年3月16日付け基安発0316第1号

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」

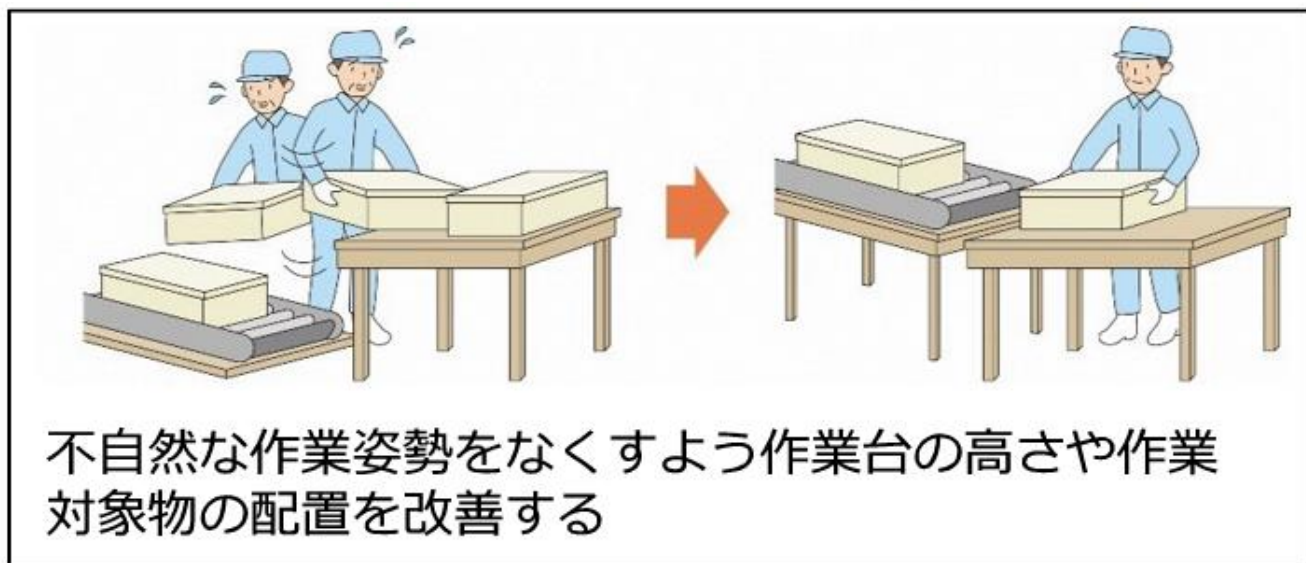
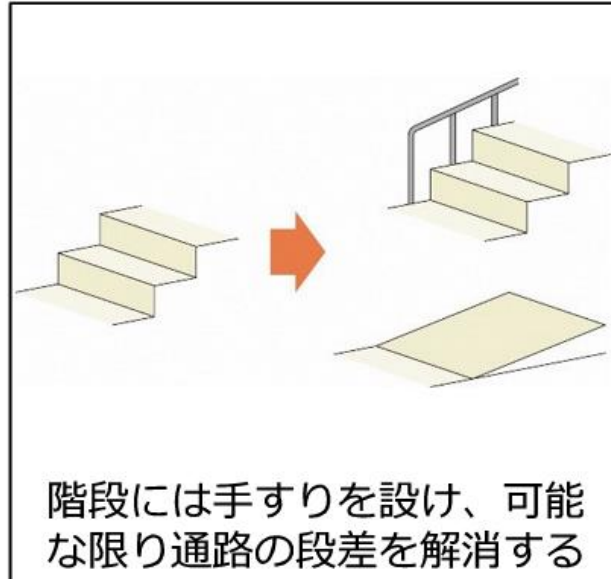
具体的取組

		予防	把握・気づき	措置
場のリスク	安全衛生教育	身体機能を補う設備・装置の導入 (本質的に安全なもの)	危険箇所、危険作業 の洗い出し	身体機能を補う設備・装置の導入 (災害の頻度や重篤度を低減させるもの)
		メンタルヘルス対策 (セルフケア・ラインケア等)	ストレスチェック ①個人、②集団分析	職場環境の改善等のメンタルヘルス対策
		健康維持と体調管理	作業前の体調チェック	働く高齢者の特性を考慮した作業管理
		運動習慣、食習慣等の 生活習慣の見直し	健康診断	健診後の就業上の措置(労働時間短縮、 配置転換、療養のための休業等)
		体力づくりの 自発的な取組の促進	安全で健康に働く ための体力チェック	健診後の面接指導、保健指導
人のリスク				体力や健康状況に適合する業務の提供
				低体力者への体力維持・向上に向けた指導

職場環境の改善

身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

↓対策の例↓



職場環境の改善

↓対策の例↓



↓対策の例↓

<共通的な事項>

- ・ 事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高年齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）
- ・ ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・ 注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・ 身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります



<暑熱な環境への対応>

- ・ 一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・ 始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

<情報機器作業への対応>

- ・ データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします